官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働七五）　一
○鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五四）　一
〔法規的告示〕
○河川法の規定により一級河川の指定を変更する件（国土交通五一〇）　二
○河川法の規定により指定区間を変更する件（同五一一）　二
〔その他告示〕
○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会一五）　二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一〇七三）　二
○生産業者の名称及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一〇七四）　五
○肥料の登録が失効した件（同一〇七五）　五
○球磨川水系川辺川川辺川ダムに係る水源地域整備計画を変更した件（国土交通五一二）　六
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（関東地方整備局一六五）　六
〔国会事項〕
内閣　法務省　七
〔人事異動〕
国家試験　七
〔褒　賞〕
第六十七回原子炉主任技術者試験口答試験の施行（原子力規制委員会）　八
〔皇室事項〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五三）　九
〔公　告〕
諸事項　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一〇

## 省令

**○厚生労働省令第七十五号**

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （石綿対策室並びに労働基準ＤＸ企画官、労働保険専門調査官及び主任労働保険専門調査官） | （石綿対策室並びに労働保険専門調査官及び主任労働保険専門調査官） |
| **第三十条**　総務課に、石綿対策室並びに労働基準ＤＸ企画官一人、労働保険専門調査官八人及び主任労働保険専門調査官一人を置く。 | **第三十条**　総務課に、石綿対策室並びに労働保険専門調査官八人及び主任労働保険専門調査官一人を置く。 |
| 2・3　（略） | 2・3　（略） |
| 4　労働基準ＤＸ企画官は、命を受けて、労働基準局の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち、デジタル技術を活用した業務改革に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。 | （新設） |
| 5・6　（略） | 4・5　（略） |

**附　則**

この省令は、令和七年七月八日から施行する。

**○経済産業省令第五十四号**

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十九条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月七日

経済産業大臣　武藤　容治

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （保安規程） | （保安規程） |
| **第四十条**　法第十九条に規定する保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。 | **第四十条**　法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。 |
| 一～九　（略） | 一～九　（略） |

十　前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容

十一・十二　（略）

２　（略）

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 法規的告示

**○国土交通省告示第五百十号**

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第六項の規定において準用する同条第一項の規定に基づき、次の各表のとおり、一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。

令和七年七月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

表一　九頭竜川水系

| 区分 | 名称 | 区間 | |
|---|---|---|---|
| | | 上流端 | 下流端 |
| 変更 旧 | 吉野瀬川 | 武生市勾当原町七十四字口塩唐一番地先の県道橋下流端 | 日野川への合流点 |
| 変更 新 | 吉野瀬川 | 左岸　越前市勾当原町八十五字下奈良原二十四番二地先<br>右岸　同市同町八十八字東葛根平一番二地先 | 日野川への合流点 |

表二　遠賀川水系

| 区分 | 名称 | 区間 | |
|---|---|---|---|
| | | 上流端 | 下流端 |
| 変更 旧 | 川端川 | 左岸　直方市大字下境字帯田三千八百六十七番の九地先<br>右岸　同市同大字字蓼原三千八百六十二番の一地先 | 彦山川への合流点 |
| 変更 新 | 川端川 | 左岸　直方市大字下境三千八百六十四番一地先<br>右岸　同市同大字三千八百六十三番四地先 | 彦山川への合流点 |

十　前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容

十一・十二　（略）

２　（略）

備考

一　区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。

二　これらの表中の「新」の項に掲げる地名の表示は、令和七年七月七日現在のものである。

**○国土交通省告示第五百十一号**

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項及び第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の規定により、令和七年七月七日現在の一級河川の区間のうち、次の表一から表百九までに掲げる河川の区間外の区間を指定区間として指定する。この場合において、これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。<br>（略） | 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の規定により、令和六年七月十一日現在の一級河川の区間のうち、次の表一から表百九までに掲げる河川の区間外の区間を指定区間として指定する。この場合において、これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。<br>（略） |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

# その他告示

**○中央選挙管理会告示第十五号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年七月七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和七年七月七日　午前十一時

**○農林水産省告示第千七十三号**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、令和七年五月二十三日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年七月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が令和10年５月24日となったもの

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第66023号 | 液状肥料 | 神協複合液肥Ｎ４号 | 神協産業株式会社 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の１ |
| 生第71877号 | 化成肥料 | エーコープ苦土入り複合硫加燐安802 | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |
| 生第78418号 | 化成肥料 | くみあい苦土有機入り化成特S866 | 片倉コープアグリ株式会社 | 東京都千代田区九段北一丁目８番10号 |
| 生第78432号 | 家庭園芸用複合肥料 | 点滴型複合液肥７号 | 住友化学園芸株式会社 | 東京都中央区日本橋小網町１番８号 |
| 生第81621号 | 汚泥肥料 | バシラフミン | 宇都宮王子紙業株式会社 | 栃木県宇都宮市白沢町592番地 |
| 生第81622号 | 汚泥肥料 | ネマコロリン | 宇都宮王子紙業株式会社 | 栃木県宇都宮市白沢町592番地 |
| 生第85037号 | 化成肥料 | くみあい有機入り複合肥料S４T号 | 朝日アグリア株式会社 | 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地 |
| 生第85057号 | 液状肥料 | 有機入り山型液肥464号 | 株式会社生科研 | 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４ |
| 生第85061号 | 液状肥料 | Presto（プレスト） | 抗菌化研株式会社 | 京都府京都市南区上鳥羽西浦町329番地 |
| 生第85066号 | 配合肥料 | ブルーベリー専用肥料666 | 片倉コープアグリ株式会社 | 東京都千代田区九段北一丁目８番10号 |
| 生第85072号 | 汚泥肥料 | 茨食１号 | 茨城協同食肉株式会社 | 茨城県土浦市中626番地 |
| 生第88051号 | 汚泥肥料 | 渥美し尿処理汚泥肥料（脱水品） | 田原市 | 愛知県田原市田原町南番場30番地１ |
| 生第88052号 | 汚泥肥料 | ひた脱水汚泥 | 日田市 | 大分県日田市田島２丁目６番１号 |
| 生第88054号 | 汚泥肥料 | ミラクル朝肥 | 朝倉市 | 福岡県朝倉市菩提寺412番地２ |
| 生第88055号 | 汚泥肥料 | くすのき | 玖珠九重行政事務組合 | 大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑152番地 |
| 生第88056号 | 汚泥肥料 | ひたの恋恵 | 日田市 | 大分県日田市田島２丁目６番１号 |
| 生第91153号 | 液状肥料 | 亜リン酸マグネシウム液肥 | 有限会社アシスタ | 埼玉県草加市八幡町125番地12 |
| 生第91156号 | 化成肥料 | TASPASS100号 | 丸西産業株式会社 | 長野県飯田市松尾明7581番地１ |
| 生第91162号 | 汚泥肥料 | みよしのゆうきくん | みよし市 | 愛知県みよし市三好町小坂50番地 |
| 生第102370号 | 化成肥料 | 有機入り化成肥料502号 | 清和肥料工業株式会社 | 大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号 |
| 生第102371号 | 化成肥料 | 有機入り化成肥料422号 | 清和肥料工業株式会社 | 大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号 |
| 生第102373号 | 化成肥料 | 新トウタルS891 | 清和肥料工業株式会社 | 大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号 |
| 生第102381号 | 液状肥料 | トヨチュー液肥　ハイパーS | 中島商事株式会社 | 愛知県豊明市沓掛町石畑158番地 |
| 生第102382号 | 液状肥料 | トヨチュー液肥　ハイパーフラワー | 中島商事株式会社 | 愛知県豊明市沓掛町石畑158番地 |
| 生第102383号 | 液状肥料 | トヨチュー液肥　ハイパーオール５ | 中島商事株式会社 | 愛知県豊明市沓掛町石畑158番地 |
| 生第102384号 | 液状肥料 | トヨチュー液肥　ハイパーM | 中島商事株式会社 | 愛知県豊明市沓掛町石畑158番地 |
| 生第102385号 | 液状肥料 | トヨチュー液肥　ハイパーF | 中島商事株式会社 | 愛知県豊明市沓掛町石畑158番地 |
| 生第102386号 | 液状肥料 | トヨチュー液肥　ハイパーアリン | 中島商事株式会社 | 愛知県豊明市沓掛町石畑158番地 |
| 生第102387号 | 液状肥料 | トヨチュー液肥　ハイパーロング | 中島商事株式会社 | 愛知県豊明市沓掛町石畑158番地 |
| 生第102388号 | 家庭園芸用複合肥料 | トヨチュー液肥　ハイパーアエン | 中島商事株式会社 | 愛知県豊明市沓掛町石畑158番地 |
| 生第102399号 | 化成肥料 | ブリケット60 | 西日本肥料株式会社 | 福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地３ |
| 生第102414号 | 化成肥料 | 高度化成OX6853号 | エムシー・ファーティコム株式会社 | 東京都千代田区麹町一丁目10番地 |
| 生第102422号 | 配合肥料 | くみあい苦土炭カル入り粒状複合625―Ca | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |
| 生第102423号 | 配合肥料 | くみあい苦土入り粒状複合131―Cu | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |
| 生第107260号 | 化成肥料 | サンオルガ035 | 太陽肥料株式会社 | 茨城県神栖市砂山４番地 |
| 生第107261号 | 化成肥料 | サンオルガ834 | 太陽肥料株式会社 | 茨城県神栖市砂山４番地 |
| 生第107292号 | 配合肥料 | くみあい苦土入り粒状複合086―CuH | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |
| 生第107293号 | 配合肥料 | くみあい苦土入り粒状複合800―CuH | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |
| 生第107294号 | 配合肥料 | くみあい苦土入り粒状複合808―CuH | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |
| 生第107295号 | 配合肥料 | くみあい苦土炭カル入り粒状複合828―CaH | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |
| 生第107297号 | 配合肥料 | くみあい苦土入り粒状複合840―CuH | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |
| 生第107298号 | 配合肥料 | くみあい苦土入り粒状複合850―CuH | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |
| 生第107300号 | 配合肥料 | くみあい苦土入り粒状複合858号―CuH | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |
| 生第107302号 | 汚泥肥料 | 久慈肥料１号 | 久慈広域連合 | 岩手県久慈市中町一丁目67番地 |
| 輸第9423号 | 液状肥料 | Ele―Max０―28―26 | 株式会社ファイトクローム | 東京都新宿区市谷本村町２番11号 |
| 輸第9424号 | 液状肥料 | Ele―Max４―30―20 | 株式会社ファイトクローム | 東京都新宿区市谷本村町２番11号 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 輸第10887号 | 配合肥料 | 苦土・有機入り配合肥料763 | 株式会社インターファーム | 東京都中央区銀座三丁目11番５号 |
| 輸第10888号 | 配合肥料 | 有機入り配合肥料653　四季リウ | 株式会社インターファーム | 東京都中央区銀座三丁目11番５号 |
| 輸第10889号 | 配合肥料 | 有機入り配合肥料684　四季リウ | 株式会社インターファーム | 東京都中央区銀座三丁目11番５号 |
| 輸第107287号 | 化成肥料 | AKP | NCTアグリ株式会社 | 東京都千代田区外神田一丁目18番13号 |

有効期間が令和10年５月25日となったもの

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第69508号 | 配合肥料 | くみあい有機苦土ほう素尿素入り複合硝加燐安S899 | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |

有効期間が令和10年５月26日となったもの

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第93354号 | 液状肥料 | P―マックス・L | アグリワークス株式会社 | 埼玉県越谷市千間台西四丁目14番地22 |
| 生第93359号 | 家庭園芸用複合肥料 | 不二０―５―0.1 | 有限会社不二養土 | 長崎県大村市中里町390番地１ |
| 生第93360号 | 汚泥肥料 | G・Gソイル | 株式会社グリン・グロウ | 岡山県岡山市南区植松377番地 |
| 生第105279号 | 配合肥料 | くみあい苦土ほう素尿素入り複合硝加燐安S411 | ホクレン肥料株式会社 | 北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地 |
| 生第105281号 | 汚泥肥料 | アペシオンN | 株式会社長崎環境美化 | 長崎県長崎市住吉町15番17号 |
| 生第105286号 | 汚泥肥料 | ナンチクバイオ肥料 | 株式会社ナンチク | 鹿児島県曽於市末吉町二之方1828番地 |
| 生第105291号 | 液状肥料 | 有機入り液状複合肥料722号 | 朝日アグリア株式会社 | 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地 |
| 生第105294号 | 化成肥料 | くみあい有機入り化成肥料1068 | 片倉コープアグリ株式会社 | 東京都千代田区九段北一丁目８番10号 |
| 生第105295号 | 水産副産物発酵肥料 | マスマス元肥 | 富士バイオテック株式会社 | 静岡県富士宮市根原字宝山27番地 |
| 輸第105296号 | 家庭園芸用複合肥料 | 自然の守 | 株式会社理研グリーン | 東京都台東区東上野四丁目８番１号 |
| 輸第105302号 | 液状肥料 | 尿素トリアゾン系液体窒素肥料「N―SURE」 | 株式会社タテノコーポレーション | 東京都中央区日本橋小網町19番７号 |

有効期間が令和13年５月24日となったもの

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第71881号 | 化成肥料 | くみあい尿素苦土ほう素入り複合燐加安682号 | ジェイカムアグリ株式会社 | 東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号 |
| 生第78428号 | 被覆複合肥料 | 被覆化成424―１号 | 住友化学株式会社 | 東京都中央区日本橋二丁目７番１号 |
| 生第81592号 | 被覆窒素肥料 | くみあい41.0被覆尿素エムコートS180H | ジェイカムアグリ株式会社 | 東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号 |
| 生第81593号 | 被覆窒素肥料 | 被覆尿素W39―１号 | 住友化学株式会社 | 東京都中央区日本橋二丁目７番１号 |
| 生第81594号 | 被覆窒素肥料 | 被覆尿素W40―１号 | 住友化学株式会社 | 東京都中央区日本橋二丁目７番１号 |
| 生第85047号 | 被覆複合肥料 | くみあい被覆加里化成エコカリコート2038―180 | ジェイカムアグリ株式会社 | 東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号 |
| 生第85067号 | 配合肥料 | エムリンPK（０―14―８） | 株式会社ミズホ | 愛知県名古屋市昭和区山花町64番地の１ |
| 生第85068号 | 配合肥料 | 楽一15 | 住友化学株式会社 | 東京都中央区日本橋二丁目７番１号 |
| 生第85069号 | 配合肥料 | 楽一19 | 住友化学株式会社 | 東京都中央区日本橋二丁目７番１号 |
| 生第85070号 | 配合肥料 | 楽一20 | 住友化学株式会社 | 東京都中央区日本橋二丁目７番１号 |
| 生第102391号 | 化成肥料 | くみあい化成1262号 | 菱東肥料株式会社 | 大分県大分市豊海３丁目３番１号 |
| 生第102396号 | 化成肥料 | 苦土ほう素有機入り化成30 | 菱東肥料株式会社 | 大分県大分市豊海３丁目３番１号 |
| 輸第7822号 | 硝酸苦土肥料 | 硝酸苦土１号 | 東海物産株式会社 | 三重県四日市市高角町2997番地 |
| 輸第7824号 | 硫酸加里 | 硫酸加里１号 | 東海物産株式会社 | 三重県四日市市高角町2997番地 |
| 輸第7826号 | 硫酸苦土肥料 | 硫マグ24 | ユニオン化成株式会社 | 東京都千代田区九段南一丁目６番５号九段会館テラスClassic Office２階B |
| 輸第7827号 | 硫酸苦土肥料 | 硫マグ25 | ユニオン化成株式会社 | 東京都千代田区九段南一丁目６番５号九段会館テラスClassic Office２階B |
| 輸第10894号 | 重過りん酸石灰 | TSP44.0 | 株式会社welzo | 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号 |
| 輸第10895号 | 重過りん酸石灰 | TSP46.0 | 株式会社welzo | 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号 |
| 輸第10896号 | 魚かす粉末 | ５―７魚粕 | トミクラ産業株式会社 | 兵庫県姫路市花田町高木209番地の１ |
| 輸第10901号 | ひまし油かす及びその粉末 | 5.0ひまし油かす | トミクラ産業株式会社 | 兵庫県姫路市花田町高木209番地の１ |
| 輸第10902号 | 化成肥料 | 17―46　りん安２号 | 株式会社インターファーム | 東京都中央区銀座三丁目11番５号 |
| 輸第10904号 | 化成肥料 | 17.0―46.0りん安 | 株式会社welzo | 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号 |
| 輸第10905号 | 化成肥料 | 17.5―45.5りん安 | 株式会社welzo | 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号 |
| 輸第10907号 | 硫酸苦土肥料 | 硫酸マグネシウム特号 | 清和肥料工業株式会社 | 大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号 |
| 輸第12437号 | 混合窒素肥料 | 硝酸石灰混合肥料 | アイアグリ株式会社 | 茨城県土浦市北神立町２番地12 |

有効期間が令和13年５月26日となったもの

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第93350号 | 成形複合肥料 | くみあい粒状固形肥料A178 | 日本肥糧株式会社 | 群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３ |
| 生第93352号 | 成形複合肥料 | くみあい粒状固形肥料A130 | 日本肥糧株式会社 | 群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 生第93353号 | 成形複合肥料 | くみあいマンガンほう素入り粒状固形肥料A188 | 日本肥糧株式会社 | 群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３ |
| 生第93361号 | 化成肥料 | 中日本ほう素入り園芸化成252 | 中日本肥料株式会社 | 愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号 |
| 生第93362号 | 化成肥料 | くみあい塩加燐安866 | セントラル化成株式会社 | 山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７ |
| 生第105288号 | 化成肥料 | 高度化成肥料013号 | 住商アグリビジネス株式会社 | 東京都千代田区神田和泉町１番地 |
| 生第105290号 | 化成肥料 | ほう素入り高度化成408 | 朝日アグリア株式会社 | 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地 |
| 生第105297号 | 化成肥料 | 高度化成444A | 関東電工株式会社 | 群馬県高崎市倉賀野町2372番地 |
| 輸第13662号 | 配合肥料 | カネヤマS10号 | 鐘山グリーンテック株式会社 | 大阪府岸和田市上野町西25番28号 |
| 輸第13663号 | 配合肥料 | カネヤマS13号 | 鐘山グリーンテック株式会社 | 大阪府岸和田市上野町西25番28号 |
| 輸第13664号 | 配合肥料 | カネヤマS15号 | 鐘山グリーンテック株式会社 | 大阪府岸和田市上野町西25番28号 |
| 輸第13665号 | 配合肥料 | カネヤマS18号 | 鐘山グリーンテック株式会社 | 大阪府岸和田市上野町西25番28号 |
| 輸第105283号 | 化成肥料 | 有機入り化成H―14号 | 大東肥料株式会社 | 熊本県八代市鏡町鏡1159番地３ |
| 輸第105284号 | 化成肥料 | 有機入り化成H―15号 | 大東肥料株式会社 | 熊本県八代市鏡町鏡1159番地３ |
| 輸第105285号 | 硫酸苦土肥料 | アグロ硫マグ25号 | 株式会社東洋アグロ | 福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地２ |
| 輸第105287号 | 水酸化苦土肥料 | 天然水酸化苦土肥料水マグ50 | ユニメイト通商株式会社 | 神奈川県横浜市鶴見区北寺尾三丁目16番16―１号 |
| 輸第105289号 | 化成肥料 | 有機入り化成肥料10―５―６ | 株式会社サトシ・エンタープライズ | 東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階 |
| 輸第105298号 | 魚かす粉末 | ８―10ヤングフォレスト魚かす粉末 | 株式会社ヤングフォレスト | 東京都中野区東中野五丁目24番12号 |
| 輸第105299号 | 過りん酸石灰 | 17.5過りん酸石灰 | 蝶理株式会社 | 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号 |
| 輸第105300号 | 副産肥料 | 80軽焼マグ | 蝶理株式会社 | 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号 |
| 輸第105303号 | 化成肥料 | シリカゲル入り追肥NK608 | 有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク | 新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15 |

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

**○農林水産省告示第千七十四号**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者の名称及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月七日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　生産業者の名称の変更

登録番号　生第107184号
変更前　株式会社エヌジェイ・エコサービス
変更後　日鉄エコマテリアルズ株式会社

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第108615号
変更前　くみあい鶏糞炭化物入り化成H400
変更後　くみあい鶏糞炭化物入り化成400

登録番号　輸第109418号
変更前　ロング500号
変更後　長効き500

**○農林水産省告示第千七十五号**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年七月七日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第83151号 | 汚泥肥料 | のびのびグリーンNu―１号 | 富士通株式会社 | 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目１番１号 |
| 生第89067号 | 化成肥料 | MS苦土入り高度化成866 | 三井物産アグロビジネス株式会社 | 東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号 |
| 生第89068号 | 化成肥料 | MS高度化成200 | 三井物産アグロビジネス株式会社 | 東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号 |
| 生第89069号 | 化成肥料 | MS高度化成322 | 三井物産アグロビジネス株式会社 | 東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号 |
| 生第89260号 | 化成肥料 | MS高度化成NN604 | 三井物産アグロビジネス株式会社 | 東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号 |
| 生第93432号 | 化成肥料 | MS緩効性高度化成803 | 三井物産アグロビジネス株式会社 | 東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号 |
| 生第105310号 | 化成肥料 | 有機入り粒状複合868号 | 三興株式会社 | 大阪府吹田市西御旅町７番16号 |
| 生第105458号 | 化成肥料 | 有機入り粒状複合10―10―６号 | 三興株式会社 | 大阪府吹田市西御旅町７番16号 |
| 生第107350号 | 化成肥料 | 有機入り粒状複合12―５―５号 | 三興株式会社 | 大阪府吹田市西御旅町７番16号 |

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

**○国土交通省告示第五百十二号**

水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第四条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、令和七年六月二十七日、球磨川水系川辺川川辺川ダムに係る水源地域整備計画の全部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和七年七月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

1　球磨川水系川辺川川辺川ダムに係る水源地域整備計画

⑴　整備計画作成の意義

川辺川ダムは、球磨川水系川辺川の熊本県球磨郡相良村大字四浦に、洪水調節を目的として建設される治水ダムである。

この計画は、本ダムの建設により総面積303ヘクタール（うち農地面積66ヘクタール）、住宅403戸が水没することになるため、その周辺地域の生産機能又は生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、本ダムに係る水源地域において生活環境、産業基盤等を計画的に整備しようとするものである。

2　事業の概要

⑴　土地改良事業

事業の概要　五木村瀬目地区において約7.5ヘクタールの農地開発を行うとともに、五木村横手地区ほか３地区において合わせて約2.6キロメートルの農道整備を行う。また、五木村横手地区において約0.4キロメートルの農業用用排水施設の整備を行う。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⑵　治山事業

事業の概要　五木村椎葉地区ほか11地区において復旧治山事業として合わせて治山ダム工59基、山腹工約12ヘクタール及び落石防止柵工約0.1キロメートル並びに同村折立地区ほか２地区において予防治山事業として合わせて治山ダム工５基、山腹工約0.1ヘクタール及び落石防止柵工約0.4キロメートルの整備を行う。また、五木村宮園地区ほか14地区及び八代市泉町樅木地区ほか５地区において流域保全総合治山事業として合わせて治山ダム工20基、流木捕捉工３基、護岸工約0.1キロメートル、山腹工約1.3ヘクタール及び森林整備約43ヘクタールの整備を行う。

事業主体　熊本県

施行区域　五木村、相良村、八代市

⑶　治水事業

事業の概要　五木村全域及び相良村大字四浦地区において直轄砂防事業として合わせてダム工16基及び流路工１か所の整備を行う。また、五木村椎葉地区ほか７地区において急傾斜地崩壊対策事業として擁壁工を施工するとともに、五木村宮園地区ほか１地区及び相良村大字川辺地区ほか２地区において合わせて約21.7キロメートルの河川改修等を行う。

事業主体　国土交通省、熊本県

施行区域　五木村、相良村

⑷　道路の整備に関する事業

事業の概要　国道445号約28.8キロメートル、県道宮原五木線ほか３路線合わせて約6.6キロメートル及び村道平沢津端海野線ほか11路線合わせて約24.1キロメートルの整備を行う。

事業主体　熊本県、五木村、相良村

施行区域　五木村、相良村

⑸　簡易水道の整備に関する事業

事業の概要　五木村入鴨地区及び平野地区においてそれぞれ簡易給水施設の整備を行う。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⑹　義務教育施設の整備に関する事業

事業の概要　三浦小学校下梶原分校及び五木北小学校平沢津分校においてそれぞれへき地集会施設を改築する。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⑺　公営住宅の建設の事業

事業の概要　五木村頭地地区において公営住宅を建設する。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⑻　林道の整備に関する事業

事業の概要　広域基幹林道日当線ほか４路線合わせて約39.6キロメートル、普通林道空舎線ほか13路線合わせて約39.4キロメートル並びに林業構造改善事業林道内谷線及び入鴨線合わせて約1.3キロメートルの整備を行う。

事業主体　熊本県、五木村、相良村

施行区域　五木村、相良村

⑼　造林の事業

事業の概要　五木村全域において人工造林約440ヘクタール、保育約10,500ヘクタール、間伐約1,500ヘクタール等を行う。

事業主体　五木村、五木村森林組合、嶽地区造林組合ほか15組合

施行区域　五木村

⑽　農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設の整備に関する事業

事業の概要　五木村頭地地区において小径木流通加工施設、同村下梶原地区において渓流釣場施設、同村子別峠地区ほか５地区においてそれぞれ椎茸共同集出荷加工施設の整備を行う。

事業主体　五木村、五木村森林組合、子別峠地区椎茸生産組合ほか３組合

施行区域　五木村

⑾　自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業

事業の概要　五木村頭地地区において五木子守唄の里として子守唄館の整備、同村端海野地区において休憩所等森林公園施設の整備及び同村桝形山地区において約７キロメートルのハイキングコース等桝形山自然公園施設の整備を行う。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⑿　公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る。）の保存及び活用のための施設の整備に関する事業

事業の概要　五木村高野地区において林業センター、同村九折瀬地区及び下谷地区においてそれぞれ集会施設を建設する。

事業主体　五木村

施行区域　五木村

⒀　スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設の整備に関する事業

事業の概要　相良村大字川辺地区ほか１地区において交流拠点施設等を整備する。

事業主体　相良村

施行区域　相良村

⒁　消防施設の整備に関する事業

事業の概要　五木村において防火水槽19基、積載車６台等及び相良村大字四浦地区において防火水槽10基を設置する。

事業主体　五木村、相良村

施行区域　五木村、相良村

3　予定工期

おおむね昭和61年度から令和17年度までを目途とし、弾力的に執行するものとする。

4　経費の概算額

約834億円

**○関東地方整備局告示第百六十五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年七月七日

関東地方整備局長　岩崎　福久

別表の指定番号十九の項指定をした日欄中「令和二年六月二十三日」を「令和七年六月二十三日」に、指定の有効期間欄中「令和二年六月二十三日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

# 国会事項

## 参議院

### 答弁書受領

六月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員齊藤健一郎提出観光公害対策に関する質問に対する答弁書（第一九二号）

参議院議員浜田聡提出政治資金の透明性及び選挙の公平性の確保に関する質問に対する答弁書（第一九三号）

参議院議員浜田聡提出石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問に対する答弁書（第一九四号）

参議院議員浜田聡提出地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応に関する質問に対する答弁書（第一九五号）

参議院議員浜田聡提出フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する第三回質問に対する答弁書（第一九六号）

参議院議員浜田聡提出外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する再質問に対する答弁書（第一九七号）

参議院議員野田国義提出固定価格買取制度に関する質問に対する答弁書（第一九八号）

参議院議員塩村あやか提出悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問に対する答弁書（第一九九号）

参議院議員塩村あやか提出消防団員の支援に関する質問に対する答弁書（第二〇〇号）

参議院議員紙智子提出海外先住民の遺骨返還に関する質問に対する答弁書（第二〇一号）

参議院議員川田龍平提出ＰＦＡＳのリスク評価過程における文書管理に関する質問に対する答弁書（第二〇二号）

また、七月一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出若年被害女性等支援事業等に係る誹謗中傷等に関する質問に対する答弁書（第二〇三号）

参議院議員浜田聡提出自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質問に対する答弁書（第二〇四号）

参議院議員浜田聡提出報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関する質問に対する答弁書（第二〇五号）

参議院議員浜田聡提出ＪＵＴＭに関する再質問に対する答弁書（第二〇六号）

参議院議員浜田聡提出国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に関する質問に対する答弁書（第二〇七号）

参議院議員浜田聡提出大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関する質問に対する答弁書（第二〇八号）

参議院議員浜田聡提出形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質問に対する答弁書（第二〇九号）

参議院議員浜田聡提出エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助の見直しに関する質問に対する答弁書（第二一〇号）

参議院議員浜田聡提出介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に関する質問に対する答弁書（第二一一号）

参議院議員浜田聡提出営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する再質問に対する答弁書（第二一二号）

参議院議員浜田聡提出子ども・子育て関係費の推計における人口前提の妥当性に関する質問に対する答弁書（第二一三号）

参議院議員浜田聡提出政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問に対する答弁書（第二一四号）

参議院議員浜田聡提出ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問に対する答弁書（第二一五号）

参議院議員浜田聡提出特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問に対する答弁書（第二一六号）

参議院議員浜田聡提出医療・福祉の非営利性に関する質問に対する答弁書（第二一七号）

参議院議員山本太郎提出政府の米政策に関する質問に対する答弁書（第二一八号）

参議院議員石垣のりこ提出関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文に関する質問に対する答弁書（第二一九号）

参議院議員石垣のりこ提出公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問に対する答弁書（第二二〇号）

参議院議員石川大我提出ＤＶからの避難等に関する質問に対する答弁書（第二二一号）

参議院議員石川大我提出男性のＤＶ被害と自殺に関する質問に対する答弁書（第二二二号）

参議院議員浜田聡提出新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関する質問に対する答弁書（第二二三号）

参議院議員水野素子提出緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問に対する答弁書（第二二四号）

参議院議員水野素子提出防災庁の設置に関する質問に対する答弁書（第二二五号）

参議院議員水野素子提出離婚後の養育費・教育費に関する質問に対する答弁書（第二二六号）

参議院議員水野素子提出空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問に対する答弁書（第二二七号）

参議院議員水野素子提出学校事故対応に関する質問に対する答弁書（第二二八号）

参議院議員水野素子提出ＩＣＪの強制管轄受諾宣言に関する質問に対する答弁書（第二二九号）

参議院議員水野素子提出公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問に対する答弁書（第二三〇号）

参議院議員水野素子提出有識者会議等の委員の選任基準に関する質問に対する答弁書（第二三一号）

参議院議員水野素子提出質問主意書の回答期限に関する質問に対する答弁書（第二三二号）

参議院議員水野素子提出オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問に対する答弁書（第二三三号）

参議院議員水野素子提出精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問に対する答弁書（第二三四号）

参議院議員神谷宗幣提出同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問に対する答弁書（第二三五号）

参議院議員神谷宗幣提出難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問に対する答弁書（第二三六号）

参議院議員神谷宗幣提出「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問に対する答弁書（第二三七号）

参議院議員小西洋之提出薬価改定の課題に関する質問に対する答弁書（第二三八号）

参議院議員水野素子提出選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問に対する答弁書（第二三九号）

参議院議員水野素子提出無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問に対する答弁書（第二四〇号）

参議院議員水野素子提出ギグワークに関する質問に対する答弁書（第二四一号）

参議院議員浜田聡提出ＦＩＴ・ＦＩＰ制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問に対する答弁書（第二四二号）

参議院議員浜田聡提出人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較に関する質問に対する答弁書（第二四三号）

参議院議員浜田聡提出地方自治体と台湾の関係に係る政府の認識及び日台関係の在り方に関する質問に対する答弁書（第二四四号）

参議院議員浜田聡提出薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準等の見直しに関する質問に対する答弁書（第二四五号）

参議院議員浜田聡提出高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する再質問に対する答弁書（第二四六号）

参議院議員牧山ひろえ提出いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのＳＯＳ相談窓口の乱立問題に関する質問に対する答弁書（第二四七号）

### 報告書受領

六月二十七日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「国内開発された固定翼哨戒機（Ｐ－１）の運用等の状況について」の報告を受領した。

# 人事異動

## 内閣

○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　林　芳正
外務大臣岩屋毅帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（七月三日）

## 法務省

（東京地方検察庁検事）検事　熊谷功太郎
（横浜地方検察庁検事）同　荒木　裕偉
（水戸地方検察庁下妻支部検事）同　村山小百合
（大阪地方検察庁検事）同　川添　達郎
辞職を承認する（各通）（六月三十日）
（前橋地方検察庁検事正）検事　坂本　佳胤
最高検察庁検事に配置換する
（最高検察庁検事）同　松井　洋
前橋地方検察庁検事正に配置換する
（大阪地方検察庁次席検事）同　田中　知子
最高検察庁検事に配置換する
（高松高等検察庁次席検事兼法務総合研究所高松支所長）同　上野　正晴
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁次席検事を命ずる
法務総合研究所高松支所長の併任を解除する
（青森地方検察庁検事正）同　細野　隆司
高松高等検察庁検事に配置換する
高松高等検察庁次席検事を命ずる
法務総合研究所高松支所長に併任する
（神戸地方検察庁次席検事）同　松居　徹郎
青森地方検察庁検事正に配置換する
（大阪地方検察庁特別捜査部長）同　福田　尚司
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁次席検事を命ずる
（盛岡地方検察庁検事正）同　干川　亜紀
最高検察庁検事に配置換する
（横浜地方検察庁小田原支部長）同　辻　昌文
盛岡地方検察庁検事正に配置換する
（東京地方検察庁交通部長）同　望月栄里子
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁小田原支部勤務を命ずる
横浜地方検察庁小田原支部長を命ずる
（富山地方検察庁検事正）同　小嶋　英夫
最高検察庁検事に配置換する
（最高検察庁検事）同　鈴木慎二郎
富山地方検察庁検事正に配置換する
（松江地方検察庁検事正）同　山中　一弘
最高検察庁検事に配置換する
（最高検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所国際協力部長）同　建元　亮太
松江地方検察庁検事正に配置換する
（最高検察庁検事）同　民野　健治
奈良地方検察庁検事正に配置換する
（大津地方検察庁検事正）同　川越　弘毅
長崎地方検察庁検事正に配置換する
（最高検察庁検事）同　佐藤　剛
大津地方検察庁検事正に配置換する
（東京高等検察庁公安部長）同　佐竹　毅
最高検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁公判部長）同　神田　正淑
東京高等検察庁検事に配置換する
東京高等検察庁公安部長を命ずる
（甲府地方検察庁検事正）同　佐久間　進
金沢地方検察庁検事正に配置換する
（横浜地方検察庁川崎支部長）同　熊澤　貴士
甲府地方検察庁検事正に配置換する
（東京高等検察庁検事）同　片野　達也
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁川崎支部勤務を命ずる
横浜地方検察庁川崎支部長を命ずる
（福岡地方検察庁次席検事）同　藤野　晃俊
鹿児島地方検察庁検事正に配置換する
（東京地方検察庁公安部長）同　森　博英
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁次席検事を命ずる
（東京高等検察庁検事法務総合研究所総務企画部付）同　川淵　武彦
法務省大臣官房国際課長に充てる
（東京地方検察庁検事法務省保護局付）同　岡田　陽一
法務省大臣官房司法法制部付に充てる
かねて法務省大臣官房付に充てる
（宇都宮地方検察庁検事）同　石井　隆尋
（広島地方検察庁検事）同　小池雄一朗
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する（各通）
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　中塩　東吾
法務省保護局総務課恩赦管理官に充てる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）同　大野　武尊
法務事務官（法務省保護局付）に併任する
（東京地方検察庁検事）同　澁谷　正樹
法務省訟務局付に充てる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　伊藤　浩之
法務総合研究所教官・法務総合研究所国際協力部長に充てる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（さいたま地方検察庁検事）同　田中　宏幸
東京高等検察庁検事に配置換する
法務総合研究所教官に充てる
かねて法務総合研究所総務企画部付に充てる
（千葉地方検察庁松戸支部検事）同　鈴木　雄大
（和歌山地方検察庁検事）同　石水　佑佳
東京地方検察庁検事に配置換する
法務教官（法務総合研究所教官）に併任する（各通）
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　杉山　一彦
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（横浜地方検察庁特別刑事部長）同　遠藤　裕介
（さいたま地方検察庁刑事部長）同　鈴木　朋子
（さいたま地方検察庁公判部長）同　奥田　洋平
東京高等検察庁検事に配置換する（各通）
（東京高等検察庁検事法務省大臣官房国際課長）同　松本　剛
東京地方検察庁検事に併任する
法務省大臣官房国際課長に充てることを解く
（福岡高等検察庁検事兼福岡地方検察庁検事）同　吉武恵美子
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
福岡地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）検事　福島　悠子
（東京高等検察庁検事）検事　水庫　一浩
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁交通部長を命ずる
（同）同　安井　一之
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁公安部長を命ずる
（宇都宮地方検察庁次席検事）同　古賀由紀子
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁公判部長を命ずる
（東京地方検察庁検事法務省訟務局付）同　小川麻由子
法務省訟務局付に充てることを解く
（東京地方検察庁検事兼法務総合研究所教官）検事兼法務教官　村上　愛子
法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する
検事　桐生　到
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　樫野　一穂
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（同）同　川崎　幸雄
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁特別刑事部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁立川支部検事）同　駒方　和希
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁総務部長を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　廣澤　英幸
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁刑事部長を命ずる

（さいたま地方検察庁総務部長）
同　清水　雅晴
さいたま地方検察庁公判部長を命ずる
さいたま地方検察庁総務部長を免ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　井草　俊之
さいたま地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事法務省大臣官房司法法制部付法務省大臣官房付）同　奥村　寿行
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁松戸支部勤務を命ずる
法務省大臣官房付に充てることを解く
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　岡田　和人
宇都宮地方検察庁検事に配置換する
宇都宮地方検察庁次席検事を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事法務省刑事局付）同　田中　惇也
宇都宮地方検察庁検事に配置換する
飯尾　友貴
静岡地方検察庁検事に配置換する
静岡地方検察庁沼津支部勤務を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）検事　原田　尚之
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁特別捜査部長を命ずる
高橋　毅
大阪地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（大阪地方検察庁検事）検事　原　菜月
和歌山地方検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事）同　西澤　芳弘
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所名古屋支所教官）に併任する
（東京高等検察庁検事法務省保護局総務課恩赦管理官）同　千代延博晃
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁検事に併任する
（東京地方検察庁検事）同　**徳**永　国大
厚生労働省に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（同）同　金澤　宏明
原子力規制委員会に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（同）同　吉澤　聡
消費者庁に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（最高検察庁検事）同　宮地佐都季
（同）同　秋元　豊
（大阪高等検察庁検事）同　内田　耕平
（同）同　川上　岳
（奈良地方検察庁検事正）同　石川さおり
（名古屋高等検察庁総務部長兼法務総合研究所名古屋支所教官）検事兼法務教官　森田　邦郎
（金沢地方検察庁検事正）検事　宮地　裕美
（長崎地方検察庁検事正）同　金山　陽一
（鹿児島地方検察庁検事正）同　茂木　善樹
辞職を承認する（各通）（以上七月一日）

○官吏死亡
倉敷区検察庁副検事矢田忠彦は、六月十二日死亡

## 褒賞

**紺綬褒章**
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年六月二十一日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。
菅沼安嬉子　鎌田　忠詞　木山　順弘
高城　裕　松元　美明　西條　晋一
杉本　茂男　佐々木道子　毛利　栄一
小河　正之　鈴木　順一　矢ケ崎啓一郎
堀井　雅子　沢田　泉　深井　増美
福勢　晋　勝山　正美　黒崎　知道
井上　俊晴　松村　俊紹　岩本　孟也
根岸　義晴　水野　弘道　小林　道子
小林　賢次　腰高　修

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

**紺綬褒章並びに賞杯**
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年六月二十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
多賀　知子　村上　明弘　福田千恵子
徳本　達之　徳本　達郎　徳本　誠
島村　孝子　崎田　靜子　都筑多佳恵

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

**紺綬褒章飾版**
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年六月二十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。
亀山　敬司　藤井　佑三　若山　裕昭
福盛　訓之　高岡　成禎　丸山　統正
能島　征二　上野　昌也　幾留　勲
久納　昇辰　中村　義巳　野入　伸治
永山　勝利　村上　篤史　毒島　誠

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

**紺綬褒章飾版並びに賞杯**
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年六月二十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。
北　政十郎　和田　佳子　橋本　太乙
荒井　邦彦　毒島　秀行　片山のり子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

大韓民国人　全　炳河

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

濱本　恒男

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

**褒状**
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年六月二十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
株式会社ムサシ
ダイコク電機株式会社
株式会社ＮＳＤ
株式会社ノーザンライツ
金子産業株式会社
株式会社レック
株式会社船昌
株式会社プログリット
福栄鋼材株式会社
株式会社イシン住宅研究所
株式会社オージーケーカブト
株式会社サラダコスモ新潟
株式会社構造計画研究所
株式会社ＭＡＹＡ　ＳＴＡＦＦＩＮＧ
株式会社ＳＬ　Ｃｒｅａｔｉｏｎｓ
株式会社サードウェーブ
ＣＰＡエクセレントパートナーズ株式会社
株式会社ライフサービス
フジテック株式会社
マルヤス工業株式会社
株式会社九建総合開発
ユニ・チャームプロダクツ株式会社
株式会社公文教育研究会
エム・エフコンサルタント株式会社
株式会社ビジネスナビゲーション
株式会社廣澤精機製作所
地原建設株式会社
株式会社新日本科学
株式会社ユニバーサルコーポレーション
株式会社すかいらーくホールディングス
株式会社八神製作所
株式会社辻本組
玉川衛材株式会社
株式会社ユニテックス
三ツ輪ホールディングス株式会社
パール工業株式会社
株式会社リベロ
荏原商事株式会社
和田興産株式会社
明治安田アセットマネジメント株式会社
株式会社三井住友銀行

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

**追賞褒状**
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年六月二十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
故小林貢遺族　小林　淑子
故若宮隆志遺族　若宮　樹
故神永亀治遺族　神永裕美子
故程田行雄遺族　程田　和幸

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

**追賞賜杯**
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年六月二十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。
故服部稔遺族　服部　好治
故戸部和明遺族　戸部　美恵

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、アメリカ合衆国の独立記念日につき、七月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 国家試験

**第67回原子炉主任技術者試験口答試験の施行**

第67回原子炉主任技術者試験口答試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年７月７日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

1．日時　令和７年９月19日（金）午前９時00分から

2．場所　ビジョンセンターグランデ東京浜松町（東京都港区芝大門１―13―９　ＵＤ芝大門ビル）

3．受験の申込期間　令和７年８月18日（月）まで（必着）

4．受験の申込手続　原子力規制委員会ホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載される受験要領を熟読し、受験申込書及び受験申込者調査票等の必要書類を簡易書留等追跡が可能な方法で提出すること。受験要領及び必要書類の様式類は、ホームページからダウンロードすること。なお、希望者に対しては申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課が交付する。

5．受験通知書の交付　受験通知書は、受験の申込期間終了後、送付する。

6．合格者の発表　令和７年10月下旬頃に官報で公告し、同時に原子炉主任技術者免状を本人に送付する。

7．留意事項　試験の実施に関する情報については、ホームページに最新の情報を掲載する。なお、希望者に対しては申出により個別に対応を行う。

8．受験申込書等送付先及び問合せ先　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課　郵便番号106―8450　東京都港区六本木１―９―９　六本木ファーストビル20階（電話）03―6277―6924

---

**国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年六月二十三日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和七年七月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

| 測量及び調査を行った者の名称 | 申請を行った者の名称 | 地図及び簿冊の名称 | 測量及び調査を行った地域 |
|---|---|---|---|
| 岐阜市 | 岐阜市長 | 岐阜市柳津町上佐波西９丁目地区の確定測量図及び調査簿 | 岐阜市柳津町上佐波西９丁目の一部 |
| 大牟田市 | 大牟田市長 | 大牟田市新大牟田駅産業団地地区確定測量図及び調査簿 | 大牟田市大字岩本・大字白銀の一部 |
| 九州地方整備局福岡国道事務所 | 九州地方整備局長 | 一般国道３号博多バイパス（下臼井～空港口）事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿 | 福岡市博多区豊二丁目の一部<br>大字堅粕字井長町、字御酒田、字ハツカウの一部<br>大字下臼井字蒲生の一部 |
| 宮城県 | 宮城県知事 | 多賀城地区農山漁村地域復興再生基盤総合整備事業確定図及び調査簿 | 宮城県多賀城市岩切の一部<br>高橋の一部、高崎の一部、山王の一部、市川の一部、新田の一部、東田中の一部<br>南宮の一部、八幡の一部 |
| 草津市 | 草津市長 | 野村公園関連事業用地測量に伴い作成した用地実測図及び調査簿 | 滋賀県草津市野村三丁目字和田の一部、字上小畑の一部 |

# 公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**書面による計算報告**

**免責許可申立てに関する意見申述期間**

## 特別清算協定認可

**令和７年（ヒ）第１号**

兵庫県姫路市呉服町70番地
清算株式会社　株式会社ＣＳ管理会社
代表清算人　松尾健一郎

１　決定年月日　令和７年６月20日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。

本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。

第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済

一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。

第３　一般条項

１　権利の変更

各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。

２　調整条項

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。

この場合において、協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。

３　債権者変更の場合の取り扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。

以上

神戸地方裁判所姫路支部

## 監督命令

### 再生手続開始

### 再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

**令和７年（再）第７号**

東京都中央区日本橋馬喰町１―６―８

再生債務者　健食株式会社

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

１　再生債務者の株式の取得に関する定め

⑴　取得する株式の数

全ての発行済株式である普通株式900株

⑵　再生債務者が上記１⑴記載の株式を取得する日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する。

２　資本金の額の減少に関する定め

⑴　減少する資本金の額

資本金900万円全額

⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

３　募集株式を引き受ける者の募集に関する定め

⑴　募集株式の数

普通株式10株

⑵　募集株式の払込金額

普通株式１株につき金１円

⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間

再生計画認可決定確定の日から１か月

⑷　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額　金５円

増加する資本準備金の額　金５円

令和７年６月23日

東京地方裁判所民事第20部

### 再生手続終結

### 小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月七日

東京都港区虎ノ門三丁目二三番六号

（甲）弁護士法人永和総合法律事務所

社員　寺島　哲

東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル五〇二号　（乙）弁護士法人キズナ

社員　宮迫　圭秀

**合併公告**

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和七年七月七日

大阪市天王寺区悲田院町一〇番四八号天王寺ステーションビルディング六階

（甲）医療法人小室会

理事長　小室　甲

大阪市中央区難波四丁目一番一五号近鉄難波ビル三階

（乙）医療法人小室歯科難波診療所

理事長　小室　明子

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月七日

神戸市中央区栄町通六丁目一番一九号

（甲）株式会社Ｌｉｎｏ　Ｍａｈａｌｏ

代表取締役　岩谷　嘉仁

神戸市中央区栄町通六丁目一番一九号

（乙）株式会社Ｕｐｈｏｌｄ

代表取締役　岩谷　嘉仁

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業及び保険事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年五月三十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　二頁

令和七年七月七日

神奈川県川崎市中原区下沼部一七五三番地

（甲）ＮＥＣビジネスインテリジェンス

株式会社

代表取締役執行役員社長　佐粧　愼一

東京都港区芝二丁目二二番一二号

（乙）ＮＥＣファシリティーズ株式会社

代表取締役執行役員社長　尾﨑　英次

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の食品、飼料及び包装用品等の製造、加工販売、卸売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一八八頁（号外第一四六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一二四頁（号外第一四六号）

令和七年七月七日

長野県伊那市西箕輪二七〇一番地

（甲）ハナマルキ株式会社

代表取締役　花岡周一郎

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一五番四号

（乙）マルダイ味噌販売株式会社

代表取締役　花岡周一郎

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ＤＥＮＳＥ（住所東京都港区六本木七丁目一四番二号三清会館ビル三Ｆ）に対して当社が営む飲食店事業のうち、ＢＡＲ「ＤＡＹＬＩＧＨＴ／ＤＥＮＳＥ」に係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/51438/announces

令和七年七月七日

東京都中央区日本橋兜町一七番二号兜町第六葉山ビル四階

株式会社Ｔａｎｐａｎ＆Ｃｏ.

代表取締役　佐地　良太

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月七日

千葉県船橋市前原西二丁目一一番五号

合同会社ＳＮＫＡ

代表社員　五十嵐　弘

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月八日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｍａｉ　Ｆａｍとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月七日

東京都渋谷区広尾五丁目一九番一九号八〇一

Ｈ．Ｅ合同会社

代表社員　前田　唯

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月七日

神奈川県横浜市泉区下飯田町八九七番地三

合同会社ハイフィールド

代表社員　髙田　皓平

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月七日

神奈川県横浜市泉区下飯田町八九七―三

ＩＣＨＩＧＵ合同会社

代表社員　髙田　皓平

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月七日

岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三五〇一―三七

Ｙｕｋｏ地域再生合同会社

代表社員　梅村　将成

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月七日

大阪府東大阪市西堤楠町三―八―一シャーメゾンオリエント二〇三

合同会社ネコヒゲ

代表社員　内藤　裕基

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｃｒｅｅｒとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月七日

大阪市北区西天満五丁目二番一八号

合同会社Ｃｒｅｅｒ

代表社員　上田　未波

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月七日

奈良市富雄元町二丁目三の二九の一上田ビル五〇六

合同会社ＹＯＲＯＺＵ

代表社員　宮長　紳

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月七日

福岡市博多区寿町二丁目四番一一号

合資会社いろはフトン店

代表社員　岡田　尚文

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二十六億五千五百十二万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月七日

東京都渋谷区渋谷二丁目一二番四号

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社　代表取締役ＣＥＯ　吉村　修一

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億三千八百二十六万円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終の事業年度はありません。

令和七年七月七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号一二〇九号

株式会社赤坂国際会計内

ＭＣＰ３１株式会社

代表取締役　小野　俊法

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一四八頁（号外第一四六号）

令和七年七月七日

大阪市城東区今福西二丁目四番七号

牛乳石鹸共進社株式会社

代表取締役　宮崎　悌二

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　山陽新聞

掲載の日付　令和七年六月十三日

掲載頁　十五頁

令和七年七月七日

岡山県倉敷市船穂町船穂二七一六番地の一

丸兼被服株式会社

代表取締役　兼信　博文

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を一兆九百五十億四千九百九十一万七千百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月七日

東京都港区港南一丁目七番一号

ソニーグループ株式会社

代表執行役　十時　裕樹

**準備金の額の減少公告**

当社は、利益準備金の額を一五〇、四九一、七六二円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.okayasu-shoji.co.jp/

令和七年七月七日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目三番八号

岡安商事株式会社

代表取締役　杉本　良隆

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億八百九十九万九千八百九十六円、資本準備金の額を一億五千八百九十九万九千八百九十五円減少し、それぞれ五千万円、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　四頁

令和七年七月七日

東京都中央区銀座六丁目二番一号

Ｍｉｌｅｔｏｓ株式会社

代表取締役　髙橋　康文

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月七日

岩手県盛岡市清水町一四番一二号

盛岡まちづくり株式会社

代表取締役　齋藤　雅博

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月七日

東京都港区芝大門一丁目一六番一一号

株式会社ベルト会館

代表取締役　北村　精一

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月七日

福岡市西区小戸一丁目三番一号

西日本公榮産業株式会社

代表取締役　久保　豪

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月七日

大分県日田市桃山町二四四一番地

株式会社日田自動車教習所

代表取締役　長　哲也

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年七月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月七日

大分県別府市北浜一丁目一五番一四号

株式会社別府木材市場

代表取締役　矢守　宏

**配当公告**

長野県岡谷市本町一丁目五番二五号

破産者　増澤醸造株式会社

右の者に対する長野地方裁判所諏訪支部令和五年（フ）第三十一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四四、三〇三、〇六八円

一、配当することのできる金額

金一五、六五五、四七六円

令和七年七月七日

長野県茅野市仲町一六番三二号トウブビル三階

破産管財人　弁護士　三井　智和

令和七年七月七日
大阪市西区北堀江一丁目一番四号
アスカオフィスサービス株式会社
代表取締役　杉本恵一郎

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を十九億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月七日
掲載頁　五十三頁（号外第一〇一号）

右決算公告に係る訂正公告を令和七年六月十九日付官報三十二頁（第一四八九号）に掲載しております。

令和七年七月七日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
ハーモニー特定目的会社
取締役　チョン・チュン・カウ

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、優先資本金の額を十九億五千万円減少することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年八月八日までに当社にご提出ください。

令和七年七月七日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
ハーモニー特定目的会社
取締役　チョン・チュン・カウ

**債権申出の公告（第一回）**

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年七月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月七日
愛知県名古屋市西区市場木町三九〇番地
御幸毛織株式会社
規約型確定給付企業年金清算人　宮﨑　喜幸

**訂正公告**

令和七年七月一日掲載の定款変更につき通知公告中、「代表取締役　河原田浩喜」とあるは「代表取締役　永田　嗣昭」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月七日
福島市新町七番二二号
株式会社福島県中央計算センター
代表取締役　永田　嗣昭

**任意清算公告**

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六百六十八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月七日
名古屋市中区橘二丁目七番六号
税理士法人みらいサクセスパートナーズ
社員　宮川　真一

**第二種金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、令和七年八月二十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

**訂正公告**

令和七年六月三十日（号外第一四八号）掲載の第三十一期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「72,530」とあるは「80,799」、**資産の部合計**の金額「**216,400**」とあるは「**224,668**」、株主資本の金額「21,251」とあるは「29,519」、利益剰余金の金額「△21,022」とあるは「△12,753」、その他利益剰余金の金額「△21,022」とあるは「△12,753」、うち当期純損失の金額「(23,946)」とあるは「(15,678)」、**負債及び純資産の部合計**の金額「**216,400**」とあるは「**224,668**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和七年七月七日
山梨県南都留郡西桂町下暮地三六七番地
富士アクア株式会社
代表取締役　小森　康伸

**取消公告**

令和七年五月七日（号外第一〇一号）掲載の当社の解散公告は取消します。

令和七年七月七日
東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階
Ｔｈｏｒ合同会社
清算人　山田　秀人

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 令和二百三十七号（地方自治法施行令等の一部を改正する政令）（印刷誤り） | 四 | 上 | 五～八 | 行頭をそれぞれ一字下げる。 |
| 平成十八年十二月十九日（号外第二百八十四号）文部科学省告示第百四十七号（文化財を登録有形文化財に登録する件）（原稿誤り） | 八 | 上 | 表中名称欄中 陰庵 | 蔭庵 |
| 平成三十年五月十日（号外第百号）文部科学省告示第七十五号（文化財を登録文化財に登録する件）（原稿誤り） | 三 | 下 | 表中所在地欄中 新富町一 | 新富一 |
| | 五 | | | |